

I S S N 0551-133X
Yamaguchi Daigaku Bungakukaishi

山口大學
文學會志

第七十六卷

2026

目 次

もう一つの「文書」 —— ハンセン病元患者宿泊拒否事件をめぐる、熊本県宛文書の分析から ——桑 畑 洋一郎	1
『回回館訳語』音訳漢字再考	更 科 慎 一 23
士族の社会移動と図書館 —— なぜ士族は図書館をつくろうとしたのか ——伊 東 達 也	55
<hr/>	
令和六年度 山口大学大学院人文科学研究科修士論文題目	73

山口大学文学会規約

第一章 総則

第一条 本会は山口大学文学会と称する。

本会は会誌の発行・学術講演の開催・学術普及事業等により会員の研究を助成し、あわせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第二条 本会は本部を山口大学人文学部（山口市吉田一六七七一）内に置く。

第二章 会員

第三条 本会は山口大学人文学部および大学院東アジア研究科比較文化講座専任教育職員をもつて構成する。

ただし右以外の者で入会を希望する者は、総会の承認を経て会員となることができる。

第四条 本会の運営の便宜を計るため、会員の外に購読会員を募集する。

第五条 会員および購読会員は、総会において定められた会費を納付するものとする。なお、会費は年額一〇〇〇円とする。ただし、山口大学人文学部および東アジア研究科比較文化講座名誉教授等については会費を免除とする。年度途中で会員資格の喪失が見込まれる者、会員資格を得た者も年額一〇〇〇円を納付するものとする。

第三章 準会員

第六条 山口大学人文学部研究科および東アジア研究科アジア比較文化コースに在籍する者、ならびにそれらの研究科を修了後一年未満の者は、準会員となることができる。

第七条 準会員は指導教育職員の推薦を得て会誌への投稿ができる。準会員の会費は別途定める。

第四章 会計

第九条 本会の会費は、会費・寄付金をもつてこれに充てる。

第五章 役員

第十条 本会に左の役員を置く。任期は一箇年とする。ただし重任を妨げない。

第十一條 一、委員長 一名 当会の代表者であり、業務全体を統括する。
一、委員 若干名 会誌の編集、発送、会計等の業務を行う。
委員は山口大学人文学部および大学院東アジア研究科比較

文化講座専任教育職員より互選する。

委員長は委員より互選する。

第六章 総会

第十二条 総会は少なくとも毎年一回開く。

第十三条 総会の審議・決議は多数決によるものとする。決定事項は次のごとくである。

- 一、会務の報告
- 一、規約の改正
- 一、会費の改正
- 一、人文学部および大学院東アジア研究科比較文化講座専任教員以外の方の会員の入退会の承認
- 一、役員の承認
- 一、その他の必要事項

第七章 退会

第十四条 会員は、山口大学人文学部から転出した際、または死亡した場合、会員資格を失う。

総会の承認を経て会員資格を得た者が退会を希望する場合は、書面にて委員長宛て提出し、総会の承認を得るものとする。（令和五年六月二十一日改正）

山口大学文学会誌 第七十六巻

令和八年三月十四日発行

発行 山口大学文学会
編集 山口大学文学会

〒753-8540 山口市吉田一六七七一
山口大学人文学部内
印刷 (有) 三共印刷

本年度委員

竹中幸史
横田藏人
山口さおり
中元さおり
藤原慶樹

JOURNAL OF THE LITERARY SOCIETY
OF
YAMAGUCHI UNIVERSITY

VOLUME LXXVI MARCH 2026

CONTENTS

KUWAHATA Yoichiro, The “Other” Documents: Analyzing Correspondence Received by Kumamoto Prefecture Regarding the Accommodation Denial for Former Hansen’s Disease Patients	1
SARASHINA Shin’ichi, Chinese Phonetic Translation in the Sino-Persian Vocabulary <i>Hui-hui-guan Yi-yu</i> , Revisited	23
ITO Tatsuya, The Influence of the Social Mobility of the Samurai on the Movement to Establish Libraries	55
<hr/>	
Titles of the Master’s Theses of the Graduate School of Humanities, 2025	73